

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことにかんがみ、県が行う建設工事に係る履行遅滞の場合における損害金等の率を引き上げる。

2 規則の概要

(1) 県が行う建設工事で建設業法に規定するものについて請負者がその履行を遅滞した場合の損害金の額等の算定における年率を年3.7パーセント（現行 年3.4パーセント）とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県出納局等事務決裁規則の一部改正について

1 規則の改正理由

意思決定の迅速化及び明確化並びに審査事務の効率化を図るため、代決権者及び事務処理権限の区分を見直す。

2 規則の概要

(1) 代決権者の見直し

ア 副出納長の代決権者について、第1順位者を出納局長（現行 主務室長）とする。

イ 次の表の左欄に掲げる正当決裁権者について、それぞれ同表の右欄に定める代決権者（第2順位者）を設ける。

正当決裁権者	代決権者（第2順位者）
出納長	出納局長
副出納長	主務室長
出納局長	室長補佐

ウ 会計管理室長の代決権者について、第2順位者（現行 副主幹）を廃止する。

(2) 事務処理権限の区分の見直し

ア 会計管理室及び出納室の共通事項に係るもの

改正後	改正前
鳥取県会計規則第108条第1項に規定する預金勘定間の資金の振替え	鳥取県会計規則第108条第1項に規定する預金勘定間の資金の振替え
全て 出納局長専決	全て 副出納長専決

イ 会計管理室に係るもの

改正後	改正前
指定金融機関等の検査の実施及び結果に基づく必要な措置を求める決定	指定金融機関等の会計検査の実施
全て 出納局長専決	全て 出納長決裁
国の収入及び支出の決議	国の収入及び支出の決議
一件5,000万円以上のもの 出納長決裁	全て 出納長決裁
一件2,000万円以上5,000万円未満のもの 出納局長専決	
一件2,000万円未満のもの 室長専決	
国の債権の管理の決議	国の債権の管理の決議
全て 出納局長専決	全て 出納長決裁

国の支出負担行為の確認	国の支出負担行為の確認
一件5,000万円以上のもの 出納長決裁	全て 出納長決裁
一件2,000万円以上5,000万円未満のもの 出納局長専決	
一件2,000万円未満のもの 室長専決	
物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）	物品の出納
一件の見積価格2,000万円以上のもの 出納局長専決	一件の見積価格2,000万円以上のもの 副出納長決裁
一件の見積価格2,000万円未満のもの 室長専決	一件の見積価格2,000万円未満のもの 室長専決
有価証券（公有財産又は基金に属するものに限る。）の出納及び保管	有価証券（公有財産又は基金に属するものに限る。）の出納
全て 出納局長専決	全て 室長専決
現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管	歳計現金及び歳入歳出外現金の預託
全て 出納局長専決	全て 出納長決裁
現金及び財産の記録管理	
全て 出納局長専決	

ウ 出納室に係るもの

改正後	改正前
建設工事請負費の支出	建設工事請負費の支出
一件1億円以上のもの 出納長決裁	一件1億円以上のもの 出納長決裁
一件5,000万円以上1億円未満のもの 出納局長専決	一件5,000万円以上1億円未満のもの 副出納長専決
一件5,000万円未満のもの 室長専決	一件5,000万円未満のもの 室長専決
報酬、給料、職員手当等、共済費及び恩給・退職年金の支出	報酬、給料、職員手当等、共済費及び恩給・退職年金の支出
全て 室長専決	一件30万円以上のもの 室長専決
	一件30万円未満のもの 主幹及び副主幹専決
同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ及び歳入歳出外現金への繰入れのための支出	同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ及び歳入歳出外現金への繰入れのための支出
全て 主幹及び副主幹専決	一件30万円以上のもの 室長専決
	一件30万円未満のもの 主幹及び副主幹専決
上記以外の支出	上記以外の支出
一件5,000万円以上のもの 出納長決裁	一件5,000万円以上のもの 出納長決裁
一件2,000万円以上5,000万円未満のもの 出納局長専決	一件2,000万円以上5,000万円未満のもの 副出納長専決
一件2,000万円未満のもの 室長専決	一件30万円以上2,000万円未満のもの（食糧費の支出を除く。） 室長専決
	一件30万円未満のもの（食糧費の支出を除く。） 主幹及び副主幹専決

		一件10万円以上2,000万円未満の食糧費の支出 室長専決
		一件10万円未満の食糧費の支出 主幹及び副主幹専決

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県立福祉人材研修センター管理規則を廃止する規則

1 規則の廃止理由

- (1) 鳥取県立福祉人材研修センター（以下「センター」という。）では、平成18年4月1日から指定管理者制度が導入され、鳥取県立福祉人材研修センター管理規則（以下「規則」という。）で規定しているセンターの開館時間、休館日等については、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとされた。
- (2) (1)に伴い、センターの管理に関し規則で特に定める事項がないことから、規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立母来寮管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

平成20年3月末で廃止される県立岩井長者寮及び県立母来寮の管理に関する事項を定めた規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 次の規則は、廃止する。
- ア 鳥取県立岩井長者寮管理規則
- イ 鳥取県立母来寮管理規則
- (2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会規則等の廃止について

1 規則の廃止理由

次の理由により、関係する規則について廃止を行う。

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、あん摩マッサージ指圧師試験等の実施及びあん摩マッサージ指圧師等の登録の実施等に関する事務について厚生労働大臣の指定する者（財団法人東洋療法研修試験財団）が行うこととなった。
- (2) 柔道整復師法の一部が改正されたことに伴い、柔道整復師試験の実施及び柔道整復師の登録の実施等に関する事務について厚生労働大臣の指定する者（柔道整復研修試験財団）が行うこととなった。

2 規則の概要

- (1) 次の規則は、廃止する。
- ア 鳥取県あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会規則
- イ 鳥取県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員規則
- (2) 施行期日は、公布日とする。